

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、電波法の目的及び電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 公平かつ能率的	電气的設備	無線設備の操作を行う者
2 公平かつ能率的	通信設備	無線設備の操作の監督を行う者
3 有効かつ適正	電气的設備	無線設備の操作の監督を行う者
4 有効かつ適正	通信設備	無線設備の操作を行う者

[2] 総務大臣から無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が、許可に係る無線設備を運用するために執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその工事が終了した旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 無線設備の変更の工事を実施した旨を免許状の余白に記載し、その写しを総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務省令で定める場合を除き、総務大臣の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 4 登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）の検査を受け、無線設備の変更の工事の結果が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していると認められなければならない。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

[3] 空中線電力の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 2 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較して十分長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。
- 3 「搬送波電力」とは、通常の動作状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される最大の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 4 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

[4] 高圧電気(注)を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器が満たすべき安全施設の条件に関する次の記述のうち、電波法施行規則(第22条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 外部を電氣的に完全に絶縁し、かつ、電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年通商産業省令第61号)の規定に従って措置しなければならない。ただし、無線従事者のほか容易に出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 2 外部より容易に触れることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。
- 3 人の目につく箇所に「高圧注意」の表示をしなければならない。ただし、移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合は、この限りでない。
- 4 その高さが人の歩行その他起居する平面から2メートル以上のものでなければならない。ただし、2メートルに満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合は、この限りでない。

[5] 次の記述は、周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則(第15条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り B によって影響を受けないものでなければならない。
- ③ 移動局(移動するアマチュア局を含む。)の送信装置は、實際上起り得る C によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B	C
1 外圍の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
2 電源電圧又は負荷の変化	外圍の温度又は湿度の変化	気圧の変化
3 外圍の温度又は湿度の変化	電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
4 電源電圧又は負荷の変化	外圍の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃

[6] 次の記述は、無線従事者の免許証の再交付及び返納について述べたものである。無線従事者規則(第50条及び第51条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線従事者は、 A に変更を生じたとき又は免許証を B 、若しくは失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。
 - (1) 免許証(免許証を失った場合を除く。)
 - (2) 写真1枚
 - (3) A の変更の事実を証する書類(A に変更を生じたときに限る。)
- ② 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、 C にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B	C
1 氏名	汚し、破り	10日以内
2 氏名又は住所	汚し、破り	30日以内
3 氏名又は住所	破り	10日以内
4 氏名	破り	30日以内

[7] 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならない場合に関する次の事項のうち、電波法（第57条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実用化試験局を運用するとき。
- 2 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- 3 工事設計書に記載された空中線を使用することができないとき。
- 4 総務大臣が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

[8] 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は同法第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 A を傍受して B を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ C がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	その存在若しくは内容	無線従事者
2 総務省令で定める周波数により行われる無線通信	その通信の内容	無線通信の業務に従事する者
3 特定の相手方に対して行われる無線通信	その存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者
4 特定の相手方に対して行われる無線通信	その通信の内容	無線従事者

[9] 総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の電波の型式又は周波数の指定を変更することができる。
- 2 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。
- 3 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、無線局の運用に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

[10] 次の記述は、非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第74条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合においては、人命の救助、災害の救援、 B の確保又は秩序の維持のために必要な通信を C ことができる。

A	B	C
1 発生した	交通通信	電気通信事業者に要請する
2 発生し、又は発生するおそれがある	電力の供給	電気通信事業者に要請する
3 発生した	電力の供給	無線局に行わせる
4 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信	無線局に行わせる

[11] 次の記述は、総務大臣が無線局（登録局を除く。）の免許を取り消すことができる場合について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き A 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより、3月以内の期間を定めて行われる B の停止の命令、又は期間を定めて行われる C の制限に従わないとき。
- (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 6月	無線局の運用	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
2 1年	無線局の運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力
3 1年	電波の発射	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4 6月	電波の発射	電波の型式、周波数若しくは空中線電力

[12] 免許状に記載した事項に変更を生じたときに免許人が執らなければならない措置に関する次の記述のうち、電波法（第21条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許状を訂正することについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 速やかに免許状を訂正し、総務大臣にその旨を報告しなければならない。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 4 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。